

障害者の三つの裁判交流集会

障害者の権利のために支援と連帯を

- ◇ 障害者の命の尊厳・晃平君裁判…… 障害者の命の代償に尊厳と平等を！
- ◇ 市議会代読・小池裁判…… 障害者本人に自己決定権を！
- ◇ 点字裁判…… 点字裁判で視覚障害者の裁判を受ける権利の確立を！

日時：2011年（平成23）

11月27日（日） 開場13時

開演：13時30分～16時

場所：**名古屋市総合社会福祉会館 1階**

052-911-3191

名古屋市北区清水4丁目17-1

名古屋市北区役所の上

最寄り駅：地下鉄黒川駅 黒川交差点

南へ350m

内容

- ① 三つの裁判からの報告
- ② 記念講演：中谷 雄二弁護士
（名古屋共同法律事務所）
「障害者裁判にかかわって」
- ③ 参加者との意見交流
- ④ 参加協力費：500円



点字で書かれた名古屋市の
答弁書を見せる梅尾朱美さん



損害賠償金でなく議会での代読の
保障をと訴える小池公夫さん（右側）



15歳の命。慰謝料は払うが、逸失利益（損害賠償金）は、ゼロ円と言われた晃平君（左）

共催団体

2011年
9月
8日
No.1

小池公夫代読裁判支援の会 代表 赤尾万作 事務局長 藤井四郎

〒509-9131 岐阜県中津川市千旦林1780 電話 0573-68-3176

点字裁判を支援する会 代表 木村三朗 事務局長 寺西 昭

〒463-0048 名古屋市守山区小幡南3-13-16

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会

代表 荒木照世 原山恵子 本 秀紀 事務局長 落合幸次

〒486-0853 春日井市穴橋町3丁目2-9 電話 0568-83-9178

愛知視覚障害者協議会（愛視協）

私の願い……伊藤啓子

憲法14条では、「社会的関係において差別されない」と法の下の平等を謳い、障害者基本法3条で「尊厳にふさわしい処遇を保障される」とある。このようなことを言わなくても、通る社会を願うようになりました。支援をお願いします。

私の決意……梅尾朱美

点字は私たち視覚障害者の活字です。けれど、これまで裁判所は点字を活字として認めたことはありませんでした。そこで私たちは、裁判所の重く厚い扉を開くたたかいを決意したのです。

私の願い……小池公夫

名古屋高裁への署名を通して、多くの人に本裁判の核心を知ってもらいたいと思います。支援の会へ一人でも多く加入され、発声障害を持つ人の人権回復の闘いを共に進めて頂きたいと、切に思っています。



伊藤晃平（こうへい）君は、障害者が安心して暮らせる障害者施設でショートステイ中に転落死をした。重度知的障害と自閉症の晃平君は、15歳であった。

事故の真相と損害賠償の話し合いの時「障害者は生きていても社会に対する利益がないケースだから、慰謝料は払うが逸失利益（損害賠償）は、ゼロ円」と保険会社は、説明した。

お母さんの啓子さんは、「働くことができないう人間は無価値というのか」といきいきおぼり、私だけの問題でなく、障害者全体の問題と受け止め、裁判に立ち上がられた。



この裁判は二つの目的を持ってたたかっています。

その一つは、裁判所に点字を活字として認めさせ、視覚障害者の裁判を受ける権利を確立させることです。

そしてもう一つは、実際の争点である梅尾朱美さんの「障害程度区分認定」について、名古屋市の誤りを明らかにし、障害者福祉を公正で、安心して利用できるものにする事です。



小池公夫氏は、中津川市議であったとき下咽頭ガンで、声を失いました。議会での代読発言を要望しましたが、四年間一度も本会議での発言は認められませんでした。2005年11月には岐阜県弁護士会から「議会事務局職員による代読」の勧告が出されましたが、議会はこれを無視。この信じがたい対応は、障害をもつ者に対する人権侵害であり、まさに「いじめ」であると考えて岐阜地裁へ提訴。

2010年9月に被告・市に対し、参政権の侵害による賠償支払を命じました。しかし、極めて不十分な判決でしたので、名古屋高裁へ控訴しました。